

タンチョウと共存できる流域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、石狩川流域におけるタンチョウの生息範囲拡大・飛来増加や繁殖といった背景を踏まえ、これまでの「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」における舞鶴遊水地を軸とした取組を、千歳川流域を軸とする石狩川流域における取組へ進化するため、「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」と連携・協働を図りながら、タンチョウと地域生活・産業との共存や、タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成に取り組み、持続可能な地域づくり及び健全な生態系ネットワークの形成に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会では、前条に掲げる目的に向け、以下の事項について協議する。

- 一 タンチョウと地域生活及び産業との共存に関すること
- 二 タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成に関すること
- 三 タンチョウと遊水地等の利活用との共存に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加、変更、解任することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とし、再任を妨げない。ただし、自治体、行政機関等の委員に異動があった場合は後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の追加等は、会長が委員に確認の上、都度認めることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置く。会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故等があった時には、会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 第3条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成、運営上必要な事項及び協議事項等については、事務局が定めるものとする。構成員の任期は就任の日からおおむね2年間とする。
- 3 専門部会は、協議事項について、その経過及び結果を協議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

- 2 協議会の議事要旨及び資料は、ホームページ等で公開するものとする。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が定める。

- 2 この規約の改正については、協議会において定める。

附 則

この規約は、令和6年12月23日から施行する。

本協議会の設立をもって、タンチョウも住めるまちづくり検討協議会は廃止する。

別表 タンチョウと共存できる流域づくり協議会 委員名簿

	氏名	所属等
学識者	赤坂 猛	一般社団法人エゾシカ協会 理事
	中村 太士	北海道大学 名誉教授
	久井 貴世	北海道大学大学院 文学研究院 人文学部門 博物学研究室 准教授
	正富 宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授
自治体	上野 正三	北広島市長
	齋藤 良彦	長沼町長
行政機関	峰 隆典	北海道開発局 札幌開発建設部 次長
	五十嵐 幸雄	北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所長
	正国 之弘	北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所長
	西野 雄一	環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課長
	篠原 朋美	北海道 空知総合振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長
	松本 香織	北海道 石狩振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長